

航空自衛隊奈良基地 御中

2008年5月14日

憲法九条守れ！奈良県共同センター

事務局：奈良連TEL26 - 7135FAX27 - 3314

代表委員：梅林光生（奈良連議長）井戸芳樹（奈良民医連会長）

佐藤真理（自由法曹団）田中千賀子（新日本婦人の会奈良県本部会長）竹花祥隆（奈良県商工団体連合会会長）工藤良任（奈良宗教者平協代表理事）

航空自衛隊奈良基地基地祭ジェット戦闘機等の飛行についての抗議

奈良市から5月19日（月）、21日（水）に事前訓練、5月24日（土）に展示飛行を行う旨、連絡がありました。

私達は、一昨年5月19日、昨年5月25日、31日にも申入れを行いました、航空自衛隊は飛行を行いました。

戦闘機による爆音で、平穏な市民生活が脅かされます。

市街地上空や、東大寺、薬師寺、興福寺など世界遺産上空を通過することになっています。万一のことを考えると、市民の安全や、文化財保護の立場から、こうした航空機の飛行を認めることはできません。

私たちは、かかる非常識で無謀な飛行計画に強く抗議し、直ちに中止されるよう強く申し入れるものです。

また、航空自衛隊が軍事法廷研究していることに抗議すると共に、情報保全隊の県民「監視」をしないよう要請するものです。

名古屋高裁でイラク派兵の違憲判決を受けた航空自衛隊が、憲法の平和原則ではなく“軍の論理”を優先させる「自衛隊版軍事裁判所」設置の研究に着手していることが判明し、2005年10月の自民党改憲案では「軍事裁判所」の設置を提案してきており、自衛隊の動きはこうした流れと軌を一にしたものです。内部資料は航空自衛隊幕僚監部が部内向け発行の論文誌『法翼』（23号・2004年）に記載されている論文。（表題『日本国憲法下における自衛隊裁判所制度の導入と可能性』）。当面の措置として自衛隊裁判所制度導入の必要性について「自己完結型の武力組織」である自衛隊の「軍紀・戦力侵害の防止」「迅速な裁判の確保」を強調しています。同論文について防衛省は「個人的なもので公的見解でない（広報課）としているが法務課長は論文誌のはしがきで「興味深い内容となっている」との感想を寄せています。

日本平和委員会代表理事内藤 功弁護士は「こうした研究に着手していることは見過ごせない。改憲で自衛隊を軍隊にするために軍刑法、軍事裁判所が欠かせない。自衛隊をいつでも海外派兵できる恒久法の流れとも重なり危険な動きだ」と指摘しています。

イラク派兵を巡って自衛隊の情報保全隊が国民を「監視」しました。この航空自衛隊奈良基地にも奈良地方情報保全隊が存在しています。

憲法九条が明記し、名古屋高裁判決が明確にした「海外での武力行使は違憲」「平和的生存権」の立場は自衛隊裁判所の設置を容認する余地はありません。この論稿は、改憲を待たずに「軍事裁判所」を実現しようとしている、もし、防衛省全体の意向に沿う提言であるとするれば、憲法無視の事態は深刻であります。こうした研究に強く抗議をするものです。

文書にて回答されたい。

以上